

# 教員免許状更新講習の評価

— 公表データと実態調査の差 —

吉田道雄<sup>\*1</sup>

Evaluation of the teacher's license update courses

— Discrepancies between official survey and the responses of the participants —

Michio YOSHIDA

(Received by October 26, 2012)

## はじめに

教員を対象にした教員免許状更新制度は2007年6月の教育職員免許法の改正を経て、2009年4月から導入された。そもそもこの講習は自民党の安倍内閣のときに教員免許法が改正されたことから始まる。その第9条の3に“免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う”と定められた。そして、“講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程（その一部として行われるものを含む。）であること”とされている。“最新の知識技能”がキーワードで、10年ごとにその講習を受けないと教員免許状が失効することになる。そうすると学校で授業することができなくなるのだから、教員にとっては受講しないわけにはいかないきわめて重要な講習なのである。いわば終身だった教員免許に有効期限が設定されたのである。

法律が変われば、それに伴う対応が変わる。したがって、新しい法律が制定されたあとで教員免許を受ける者たちの免許状の効力に期限が発生するのは当然である。しかし、法改正前に免許を取得した者たちにもこれを適用すべきかどうかについては疑問も提起されていた。そしてこの点については、国会でもそれなりの議論がなされていたが、最終的には既得者もその対象に含まれることになったのである。

こうして法制化された教員免許状更新講習だが、本格的な導入の前年には文部科学省が講習を計画している大学等に事前の試行を呼びかけた。これに対

して熊本大学では熊本市と阿蘇市において“試行”を行った。そして2012年現在、本格導入から4年が経過している。講習は“必修”と“選択”に分けられているが、両者で30時間が基本的な構成である。これに30,000円の受講料を設定している。ただし、それは熊本大学ですべての講座を受けた場合の費用で、該当者は全国どこでも受講できることになっている。事実、熊本大学の講座にも県外からの受講者が含まれている。このほか県の教育委員会が実施して受講料を徴収していないケースもある。

## 講習の効果に関する記事

ところで、更新講習開始から2年目が進行中の2010年10月8日の熊本日日新聞に“教員免許更新校長61%「効果なし」”という見出しの記事が掲載された。中見出しは“知識習得では一定評価”となっていた。これは共同通信の配信によるものと思われるため、ほぼ同じ内容の記事が全国で掲載されたと推測している。この記事は“教員免許状更新講習”を担当している者にとっては大きな衝撃を与えた。学校の管理責任者である校長の61%が“効果なし”というのである。

当該記事の概要は以下の通りである。①文部科学省が教員免許状更新講習について調査を行った。その結果、②小中高校などの校長の61%、教員の54%が「児童生徒への質の高い教育の提供」に対する効果が「まったくない」「あまりない」と回答した。③「最新の知識技能の習得」について効果があると考えた校長は51%で「ない」の39%を上回った。教員では「ある」と「ない」がいずれも40%だった。④調査は2010年4月から8月にかけて実施された。対象者は、「教員」「校長」「保護者」「教育学部などの学生」「全国教育委員会」「教職課程がある大学」で、約3万人と1,151の教育委員会、662大学が回答

\*1 熊本大学教育学部附属教育実践総合センター：

〒860-0081 熊本市中央区京町本丁5番12号

した。⑤「質の高い教育の提供」に保護者の43%、大学の48%が「効果がある」と回答した。「効果がない」は3割程度だった。⑥教育委員会の回答では「効果がある」が39%で「ない」が45%であった。

こうした記事の影響はすぐに現れることになる。調査結果の記事は10月8日に掲載されたのだが、翌11月11日の投書欄（熊本日日新聞“読者の広場”）に次のような声があったのである。

投稿者は75歳の“大学非常勤講師”だが、その一部を抜粋してみよう。最初に“昨年からはじまった教員免許更新講習について、小中高校の校長の61%、教員の54%が「効果なし」と考えていることが分かった、と本紙で報じていた”からはじまる。まさに見出しの効果は抜群である。ここでは「最新の知識技能の習得」については“51%”が効果があると答えている部分は取り上げられない。この点は文字数の制限もあると思われるから致し方ないことではある。しかし、ともあれ“効果なし61%”のインパクトがきわめて大きかったことは容易に想像できる。

さらに“現在在職期間が初任、10年の教員には研修が義務づけられている。このほかも行われており、現状を充実すれば、教員免許更新は必要ないのではないかと思う”と主張している。投稿者は教員研修に関わる情報を十分にもっていると思われる。事実、筆者が熊本市の学校に所属する教員を対象にした“10年経験者研修”の一部を担当しているが、そこで受講したばかりの教師と“教員免許状更新講習”で再会するという事態も起きている。もちろん講習内容は違っているから、同じ時期に会っても問題はない。しかし、10年経験者研修は“夏季・冬季の長期休業期間等に、20日間程度、教育センター等において研修を実施すること”と“課業期間に、20日間程度、長期休業期間中の研修において修得した知識や経験を基に主として校内において研修を実施すること”とされている。日数は事情に応じて調整できることになってはいるが、こうした負担に加えてさらに夏期休暇を中心に行われることの多い教員免許状更新講習をも受講する義務が生じるとすれば、やはり身体的、心理的な負担は重くなるのではないか。

そして投稿の最後は、“民主党政権はマニフェストで、教員免許更新制の廃止を挙げていた。ねじれ国会で難しい点もあるだろうが、ぜひ当初の公約を実現してほしいものである”と結んでいる。この点については民主党のマニフェストには“教員の資質向上のため、教員免許制度を抜本的に見直す”とされていた。したがって、政権交代とともに“直ちに廃止”と宣言していたわけではなかったのだが、そのように受け止めた、あるいは期待した関係者が少なくな

かったのは事実である。この投稿者もその方向で理解していたことがわかる。

### 受講者に対するアンケート

いずれにしても、“校長の61%が教員免許状更新講習の効果がない”と評価しているという見出しの記事が新聞で報道されたのである。これを見て、講習に直接関わっているものとして、その数値にまずは驚いた。しかし、それと同時にある種の違和感も覚えた。現実には接している受講者からは、それなりの“手応え”を感じていたからである。これは個人的な思い込みだけではない。大学が受講者に回答を依頼したアンケート結果でも、やはり“一定の評価”をするものが多かったのである。もちろん、“厳しい評価”もあるのだが、少なくとも“61%が否定的”という数値とはかけ離れた意識でいたことは事実である。

さらに、校長をはじめとして講習そのものに参加していない立場の人々が、その効果を客観的に評価できるのかどうか。この点についても確認することが必要だと思われた。

そこで、筆者が担当した講座の終了後に質問シートを提示し、それに対する回答を求めることにした。シートはA4版1枚で新聞記事のコピーを挿入した。それを読んだ上で、“次に掲げる方々はみなさんが受講されている講習の効果を評価できると思われませんか”と問いかけた。そこに、新聞記事で調査対象になったとされた“校長・講習を受講していない教師・教育委員会・保護者・教育学部の学生”を挙げるとともに、それぞれに、“評価できる”“評価できない”と“わからない”の3つの選択肢を提示した。

こうした手続きをとって、筆者が担当した5回の教員免許状更新講習（必修）の講習受講者290名が回答した。なお、データは新聞記事が掲載された2010年と翌年の2011年にわたって収集した。

### 校長

それぞれの対象についての結果を図1に示す。

“校長”では“評価できる”は14.8%、“評価できない”が50.3%、さらに“わからない”が30.3%になった。また無答は4.5%である。“評価できない”が半数を超えており、“評価できる”はわずか14.8%に過ぎないのである。“わからない”という消極的な反応も30.3%はあるが、かなり確信をもって“評価できない”と回答した受講者が多いことは明らかである。

記事によれば、“校長の61%が講習の効果なし”と回答していたのは“児童生徒への質の高い教育の提

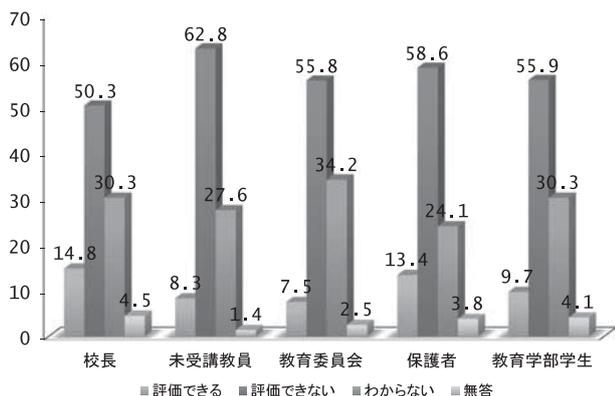


図1. 教員免許状更新講習受講者による校長等の講習効果評価可能性 (%)  
(2010, 2011年度受講者 N=290)

供”に関してである。“最新の知識技能の習得”では効果があると回答した校長は51%で、効果を否定した39%を上回っていた。

しかし、今回実施したアンケートでは、講習の内容は問題にしていない。ただ単純に受講者たちに対して“講習の効果”を“評価できると思うかどうか”を問うたのである。

したがって、50.3%の受講者が“校長が評価できない”と回答している事実を軽視することはできない。そうなると、“校長の61%が効果ない”という回答結果はどのように受け止めるべきなのか。もちろん、受講者たちは、そもそも“校長に評価能力がない”と言っているわけではない。ただ講習に参加することも参観することもない校長には、“講習の効果の評価”することができないと考えている者が多いということである。これはごく自然な反応である。

校長は、講習に参加した教師から、その内容について情報を得たに違いない。そしてその際に、部下の講習効果に対する“評価”も聴いたと思われる。しかしこの調査は講習が開始された翌年に実施されており、校長にとって多くの部下からその内容についての情報を得た可能性は低い。そうであれば少数の声をもとにして“効果の有無”を判断することになり、評価の信頼性も問題になる。

そうした個別事例ではなく、たとえば校長会等での情報交換がベースになっている可能性もある。その場合は多くの学校長が感じている代表的な意見だと考えられるから、それはそれなりの“世論”であり“評価”だということができる。しかしながら、これはいわゆる閉じた集団における評価である。

そもそも教員免許状更新講習はスタートした当初から“当事者”には不評だった。終身だと考えていた教員免許が10年ごとの講習を受けなければその効

力が失効するというのである。国が提起し国会で審議が行われて法制化されたとはいえ、教師にとっては降ってわいたような制度のように思われた。しかも有料で30時間もの受講が義務づけられている。こうした経緯もあって、学校関係者には管理職、一般教諭を問わず、講習を否定的に捉える傾向が強く見られたのである。

さらに拍車を加えたのが政権交代にともなう混乱だった。講習は自民党の安倍内閣時代に決定されたものだった。すでに見たように、民主党は既存の制度を根底から見直すと主張していたため、教育関係者の多くが“講習はすぐにも廃止されるのではないか”という期待をもったのは疑いない。

そうしたことから、講習の導入当初は対象教師たちの間に“受講控え”と思われる傾向が認められた。その結果、絶対数は少ないものの、定められた期間内に受講しなかったために教員免許が失効してしまったケースが出てしまった。これに関しては文部科学省は廃止に触れたことは一度もなく、マスコミによって誤った情報が流されたとしている。いずれにしても、現職教員の間に“近いうちになくなる”という期待を伴った“噂話”が広まったことは事実である。こうして校長だけでなく一般の教師たちにとっても、講習を“肯定的に評価しづらい”あるいは“したくない”状況があったと思われる。そうしたときに実施された調査であれば、“校長”から肯定的な評価が得られなかったことも十分に理解できる。ただし、それが校長の61%が“効果がない”という否定的な回答をしたことと関連があるかどうかはわからない。

そもそも校長は講習に参加していない、あるいは参観していないのだから、“自分には答えられない”という回答があってもおかしくないのである。ここで無答の回答者が相対的に多ければ、“61%”という数値の意味も違ってくることになる。ただし、現時点では記事のもとになった調査に関する詳細な情報を探索したが、文部科学省のホームページ等では見つけることができていない。

#### 一般教諭（未受講教員）

新聞情報では、教員免許状更新講習を受講していない一般の教諭については、回答者の54%が“児童生徒への質の高い教育の提供に効果がない”と回答していた。校長ほどではないが、やはり“効果がない”という否定的な意見が多かった。

これに対して実際に講習を受講した教師たちで“講習を受けていない教員”が“講習の効果”を評価できる”と回答したのは8.3%に過ぎない。そして

“評価できない”が62.8%に昇っているのである。“最新の知識技能の習得”については、効果“あり”と“なし”が40%と並んでいた。しかし、それも合わせて62.8%の受講生が“未受講の教師には講習の評価はできない”と認識していたのである。その際に回答者は質問シートにコピーされた新聞情報も読んでいた。その上での回答だから、“とにかく受講しないと評価はむずかしい”という気持ちから“否定的”な反応をしたと思われる。

### 教育委員会

新聞による教育委員会の回答は“児童生徒への質の高い教育の提供に“効果がある”が39%で、“ない”が45%だった。ここでも否定的な回答が多い。

これに対して受講者で“教育委員会が講習の効果を評価できる”と回答したのは7.5%である。そして“評価できない”が55.8%と半数を超えている。“わからない”も34.2%である。

回答者が“教育委員会”をどのように把握していたかは分からないが、一般教師にとって、校長や同僚教員たちよりも距離感があると思われる。それがこうした否定的な回答をもたらしたのかもしれない。あるいは受講生には、教育委員会は教員免許状更新講習から距離を置いていると受け止められたのかもしれない。

### 保護者

保護者については“児童生徒への質の高い教育の提供”に43%が“効果がある”と答えており、“効果がない”は3割程度だったとしている。

そもそも教員免許状更新講習がスタートして1年が経過した時点で、保護者にその効果についての評価ができるものかどうか。他の対象と同様だが、保護者が講座そのものを見ることは皆無といえる。さらに、講習の内容そのものについての情報を十分にもっているとも思えない。それで“児童生徒への質の高い教育の提供”に効果があるかどうかを判断するのはできないのではないか。あるいは、それが可能な条件をもった保護者が回答者としてとくに選ばれたのだろうか。

そうした疑問点はあるが、受講者の回答では“効果を評価できる”が13.4%で、“できない”は58.6%だった。やはり“評価できない”が圧倒的に多いのだが、“評価できる”が数値としては一般教諭や教育委員会よりも高くなっている。受講者にとっても保護者は比較的近いところにいると考えることもできる。だから、自分たちが伝えれば教員免許状更新講習についても、その効果を評価できると考えたのだ

ろうか。しかし、一般教員や教育委員会に対する厳しい数値をみれば、保護者が“効果を評価できる”という13.4%という数値は肯定的すぎる印象がある。しかしながら、その理由は今回得られたデータだけでは説明できない。

### 教育学部学生

新聞記事には教育学部などの学生の結果については言及がない。もちろん教育学部の学生たちが教員免許状更新講習について関心をもっていることは事実だろう。しかし、その具体的な内容を知る機会はほとんどない。ましてや、教育現場における現職教師の“児童生徒への質の高い教育の提供”に与える効果について評価することはまずできないと思っ

ていい。そうした状況下で、学生たちがどのような回答をしたか、きわめて興味深い。しかし、すでに述べたように現時点では調査結果の詳細に関するデータを見つけ出せていない。

さて、受講者たちの回答だが、教育学部学生が“効果を評価できる”が9.7%で“できない”が55.9%だった。この場合保護者と同じように、“できる”が一般教諭や教育委員会を上回っている。

この理由についても、ここで得られたデータだけでは明らかにすることができない。

いずれにしても、制度や行為の効果については多面的な視点から評価する必要がある。本稿では“教員免許状更新講習”を“受講した者”が認識している、校長や未受講の講師、教育委員会などの講習に対する評価の可能性についての回答を提示した。そして、受講者たちの多くが“受講していない人たち”にはその評価ができないだろうと考えていることが明らかになった。

この結果は、“校長の61%が効果がない”といっているという情報に対して大きな疑問を投げかけている。しかし、それが“だから効果がある”という結論に繋がらないことは明らかである。

新聞情報では、“教職課程がある大学”の48%が“質の高い教育の提供”に効果があると回答し、“効果がない”は3割程度だったという。教職課程のある大学のほとんどが教員免許状更新講習を実施しているから、まさに当事者自身の48%しか“効果を認めていない”ということにもなる。さらに3割は“効果がない”と回答しているのである。これについても詳細なデータがないままに恣意的な推測は避けるべきだが、講座を実施する側が“こうした現状”でいいのかという複雑な思いはある。

いずれにしても、教員免許状更新講習は4年目が進行中である。様々な点で導入当初の状況は変化している。そうした条件も踏まえた上で、改めて講習の効果について検討し続けていくことが欠かせない。

最後に統計がもっている特性についてアメリカの作家マーク・トウェインの“一言”を挙げておく。

Facts are stubborn things, but statistics are more

pliable.

“事実は頑固だが、統計はそれよりも融通が利く…”

Mark Twain

US humorist, novelist, short story author, & wit  
(1835-1910)